

新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への支援を

新型コロナウイルス感染症の収束の道が未だ見えず、川口市でも陽性者の発生が続いています。市民の生活不安が増す中、安心して安定した生活を送ることができるよう、市が役割を果たすことが重要です。

日本共産党川口市議会議員団にも、医療機関や福祉施設からの声や市内中小事業者の現状、また市民から様々な不安が寄せられており、こうした未曾有の危機に対応していくために4月30日に市長に要望書を提出し、実現を求めました。

以下、要望内容をお知らせします。

1、市内中小事業者、市民の生活と営業を守る施策について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、影響を受けている市内中小事業者への経営支援策として、家賃やリース料を含む固定費への支援策を市としても検討すること。
- (2) 離職・休業等により市民の所得が大幅に悪化しており、市民生活を支援するためにも9月実施予定の水道料金の引き上げは撤回すること。また、低所得者への上下水道料金の軽減制度を早急に実施すること。
- (3) 生活困窮者や中小事業者への相談や各種制度の申請の簡素化を図り、遅れることのないように対応すること。
- (4) 国民健康保険の短期保険証の留め置きをやめ、被保険者に届くように対応すること。

2、市内の医療体制の整備、医療機関への支援策の拡充について

- (1) 救急医療の崩壊を防ぐため、発熱外来専用の施設を設置し(本町診療所施設や中小病院の借上げなど)、市保健所との連携で帰国者・接触者外来までのPCR検査の可否を一元的に管理・判断できるようにすること。
- (2) 医療センターなどの公的病院において、新型コロナウイルス感染症患者の受入れベッド数を大幅に拡充すること。

- (3) 受診抑制に伴う急性期病院などの減収分を補填する財政支援策を、国・県に求めるとともに市としても引き続き支援策を講じること。

3、学校休業への対応、子育て相談の対応について

- (1) 市立学校の再開の際には校内の衛生用品を市として確保すること。
- (2) 児童・生徒の学びを保障するために長期休業の見通しや補習時間の確保等、年間を通した道筋を早期に示すこと。また、授業時間数の確保のために教育課程を圧迫するような措置を課すことのないようにすること。とりわけ、国・県・市の学力テストや体力テストなどについては中止すること。
- (3) 乳幼児健診や各種相談事業が中止されており、発達や養育のハイリスクの子どもの実態を把握できるよう個別相談や個別健診ができるようにすること。
- (4) 学校休業に伴う、就学援助世帯への学校給食費の取り扱いについて文科省の事務連絡により、要保護・準要保護者への学校給食費相当額を支給するなど給食停止による家庭の負担軽減策を実施すること。

4、障害福祉・介護・学童保育・保育所などの福祉施設への支援策について

- (1) 感染拡大防止策としてマスクなどの衛生用品の確保を市として実施し、各施設に配当すること。保健衛生用品購入費補助を継続して実施すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため影響を受けている福祉事業者への支援策として、施設入所者・サービス利用者に感染者・濃厚接触者が出た場合に職員の身を守るための防護服等一式をすぐに配当すること。また、感染者・濃厚接触者が入院するまでの間、公的な施設での療養場所の確保を行うこと。
- (3) 福祉サービスの利用減による減収の補償をするよう国に求めること。



知っ得情報

学生にも住宅確保給付金 市議団が担当課に確認

住宅確保給付金は離職などで経済的に困窮して住居を失った、または失うおそれがある者に対して給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るとしています。これまで厚労省は学生については「学生は対象外」「夜間定時制は対象」としていたものの日本共産党の田村智子参議院議員事務所が確認したところ「アルバイトで生計を立てていた昼間の学生も対象」と認めました。そのことから5月11日に日本共産党川口市議団も、市に厚労省Q&Aが変更になったことを伝え、川口市としても一律に学生を対象外にしないよう求めました。

問 住宅確保給付金の問い合わせ先はどこになるのですか？

答 川口市生活福祉1課 自立支援係 電話 048-271-9397・048-271-9412
新型コロナウイルス感染防止のため相談は電話、申請は郵送となっています。

問 支給限度額は？

答 月額で単身世帯 47700 円、2人世帯 57000 円、3～5人世帯 62000 円、6人世帯 67000 円、7人世帯 74400 円以内

問 支給期間は？

答 3か月間を限度とします。ただし、常用就職活動を実施したうえ、支給要件に該当すると認められるときは3か月間を限度にさらに支給期間を2回まで延長できる場合があります。

特別定額給付金(一律10万円給付) 郵送申請書は5月末発送予定

日本にお住まいの全ての方へ、10万円の特別給付が始まりました。すでに、マイナンバーカードを使っのオンライン申請は始まっていますが、これからカードを作る方は2カ月近くかかることが予想されます。郵送申請書は5月末頃を目途に発送、6月中旬頃から順次給付ができるように準備が進められています。郵送申請書をお待ち下さい。申請期限は3カ月以内となっています。

申請書は住民票所在の世帯主宛てに、給付対象者(住民基本台帳に記録されている方)の申請書が郵送で送られ、原則は世帯主名義の銀行口座への振り込みとなります。送るものは下記となっています。

①送られてきた申請書 ②振込口座確認書類 ③本人確認書

◎特別定額給付金の専用コールセンターは5月20日から開設予定です。
ホームページまたは6月の広報でご確認ください。

※配偶者からの暴力を理由とした避難している方で、川口市内にお住まい(2020年4月27日以前)で住民票を川口市に異動できない方については、川口市に申請の上給付金を受け取ることが出来ます。

お問い合わせは 女性の相談窓口 電話048-299-8162 まで

★小規模事業者等事業継続緊急支援金★ 申請受付けています！

小規模事業者・個人事業主のみなさんへ、川口市独自の10万円の事業継続に対する緊急支援金の郵送申請が行われています。電子申請も5月15日(金)から行われます。

また、5月25日(月)からは窓口でも申請出来ますが、混雑が予想され新型コロナ感染防止のためにも、郵送または電子申請をお勧めします。申請書の配布は本庁舎・行政センター・各支所・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会・緑化センターで行われています。ホームページからもダウンロードできます。

●問合せ＝産業労働政策課または党市議団まで。

●郵送先＝〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 経済部 産業労働政策課 あて